自動車運転免許証の写真の取扱い

令和３年９月３日　内閣府　規制改革･行政改革担当大臣直轄チーム

要望（縦割り１１０番等）

運転免許更新のため警察署に持参した写真が、影があるという理由で受理されず、撮り直しを指示されたが、再撮影した写真と見比べても違いが分からなかった。

→ **持参した写真を、公表されている撮影基準の範囲内で審査してほしい。**

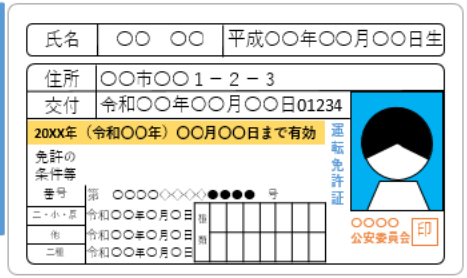

確認結果

〇運転免許の更新は、①免許センター、②即日交付される拠点警察署、③それ以外の後日交付警察 署で実施。**４２都道府県中２４都道府県の 後日交付警察署では写真撮影が行われず、持参を求められている。**

※茨城・埼玉・福井・鳥取・福岡は後日交付箇所を設置していない

〇運転免許の写真は、年間約２７０万人が提出。

〇写真の審査基準は平成12年に警察庁から通達。不適切な写真例は各都道府県警察のウェブサイトで公表。

警察庁の対応

本日、以下を盛り込んだ**通達を都道府県警察へ発出**する。

1　免許用写真の添付を要しない即日交付窓口の拡大

免許用写真の添付を要しない者の範囲を拡大するため、**撮影装置や印刷装置の新規導入**に努め、更新された運転免許証の**即日交付が可能な窓口を拡大**すること。

2　免許用写真を添付した申請者に対する適切な対応

個人識別が容易な写真は受け付けるという基本的な考え方の下、本通達において改めて示した免許用写真の基準に基づき、ウェブサイトに掲載している**不適当な写真の例について見直す**とともに、**窓口でも適切に対応**すること。また、**受け付けられない場合はその理由を明確に説明**し、必要に応じ、近隣の撮影場所をできるだけ多くの選択肢を示して案内すること。

3　免許用写真に関する情報の提供

ウェブサイトにて、**即日・後日交付の別、写真添付の必要性の有無を周知**し、写真の添付が必要な場合は**窓口近辺の撮影場所を情報提供**すること。また、不適当な写真の例をウェブサイト上で分かりやすく周知すること。